

# 厚生常任委員会

平成25年12月10日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	宮崎 和彦
小林 誠	吉野 俊明	伴 吉晴
飯高 昭二		
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
福 祉 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	中原 潤
同 課 長 補 佐	安藤 容子	国 保 医 療 課 長	寺田 良信
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	健 康 対 策 課 長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	井上 究	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	清水 昭雄	同 課 長 補 佐	鎌田 裕之

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、飯高委員

委員長

皆さん、おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。署名委員には、伴委員、飯高委員のお二人を指名いたします。両委員には、よろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案についてを議題といたします。

この付託議案の（2）の議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、11月の委員会では、総務常任委員会で説明がされており、厚生常任委員会では説明はございませんでしたが、議会運営委員会において、（1）の議案第41号 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例について、この会議の委員の報酬を定めるものでございますので、厚生常任委員会で一体的に審議をするほうがよいということから、今回は、厚生常任委員会に付託となりましたので、委員皆さまにもご理解をいただきまして、よろしく願いをいたします。

それでは、1つ目の議案第41号 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例について、また、これと関連いたします、2番目の議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第41号 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例について、議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、この両議案につきまして、議案書により、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第41号 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例についてでございます。議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

福祉課長

本議案は、平成24年8月に成立いたしました子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援の施策に関する事項を審議するため、斑鳩町子ども・子育て会議を設置することについて、また、斑鳩町次世代育成支援地域協議会を廃止することについて、必要な事項を定めるものでございます。

内容につきましては、前回の本委員会でご説明いたしました内容と相違ございませんが、改めまして、末尾の要旨をもってご説明させていただきます。

恐れ入りますが、末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

1. 主な制定内容でございます。

初めに、(1) 設置(第1条関係)でございます。斑鳩町子ども・子育て会議を設置することについて定めるものでございます。

次に、(2) 所掌事務(第2条関係)は、斑鳩町子ども・子育て会議の所掌事務について定めるものでございます。1つ目として、法第77条第1項各号に規定する事項、2つ目といたしまして、その他、町子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項とするものでございます。1つ目の所掌事務、法第77条第1項各号に規定する事項につきましては、市町村の諮問に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項等について調査及び審議をすること。また、市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査及び審議すること。となって

おります。

平成26年度では、(仮称)斑鳩町子ども・子育て支援計画の策定を、本会議において進めてまいりたいと考えております。

次に、(3)組織(第3条関係)及び(4)任期(第4条関係)でございます。委員数及び委員の構成、また、委員の任期について定めるものでございます。

子ども・子育て会議における実効性のある審議と円滑な運営を確保するため、委員数は10人以内、委員の構成は、1号委員として子どもの保護者、2号委員として子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、3号委員として子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、4号委員としてその他町長が必要と認める者とするものでございます。また、委員の任期については2年としております。

委員任の選任につきましては、それぞれのお立場から、さまざまなご意見を賜れますよう進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、(5)会長(第5条関係)でございます。子ども・子育て会議の会長について定めるものでございまして、会長の選任方法は委員の互選としております。

次に、(6)会議(第6条関係)でございます。会議の招集や会議の成立・決議について、また、議長が必要と認めた場合には、委員以外の者からのご意見を聴くことができることについて定めるものでございます。

次に、(7)庶務(第7条関係)は、会議の庶務を住民生活部福祉課が所掌することについて定めるものでございます。

次に、2番、施行期日等でございます。

まず、施行期日でございますが、本条例は、平成26年4月1日から施行してまいります。

最後に、斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例の廃止についてでございます。次世代育成支援地域協議会につきましては、その所掌事務が子ども・子育て会議と重複いたしますことから、斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例を廃止することとするものでございます。

なお、条例本文の朗読につきましては省略させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

福祉課長 恐れ入りますが、議案書の末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

本議案は、先ほどの、議案第41号 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例により斑鳩町子ども・子育て会議を設置することに伴いまして、当会議の委員に支払う報酬及び費用弁償を定めるとともに、斑鳩町次世代育成支援地域協議会を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、斑鳩町子ども・子育て会議設置条例の施行期日にあわせまして、平成26年4月1日から施行するものでございます。

恐れ入りますが、要旨の一つ前、新旧対照表をご覧ください。

改正の内容といたしまして、別表第45項中「次世代育成支援地域協議会の委員」を「斑鳩町子ども・子育て会議の委員」に改めるものでございます。

なお、条例改正文の朗読は省略させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、議案第41号 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例について、議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

両議案とも、よろしくご審議をいただきまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 ご苦労さまです。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 今回ですね、子ども・子育て会議で、これから運営されていくわけですが、会議の長になられる方が議長ということでなっておるんですけども、議長が事故された場合は、委員会での互選で決めるということなんですけども、この辺、もう1つの方法としては、やはり副議長がおって、そういった場合は副議長が代行する。副議長というのは、やはりそういった事故、または万一のときがあった場合のその補佐をしていく、また、ある意味では中心的になっていかなければならないと、その会議が、だからそれはある一方ではやっぱりそういう方が必要ではないかなとは今思ったんですけども、その点について、今回こういうことにされたということについてはどういうふうにお考えになっておるのか、お伺いしたいと思います。

福祉課長 委員おっしゃいます、会長に事故のあるときということで、第5条の関係でおっしゃっていただいておりますというふうに思います。会長に事故のあるときに関しましては、あらかじめ会長が指名する委員ということで、会長のほうが主になって会議を進めていただきたい、事故があるときには、指名する職務代理の方をお願いをしたいというふうに思っております。

議事の進行に関しまして、10人という委員数等々から勘案いたしまして、特段副議長に関しては必要がないかなというふうに考えておるところでございます。

飯高委員 それはそれでいいとは思いますが、やはり副議長という任になれば、会長代行ということで、その責任というか、責任に応じて、また、その会議を開かれた空気と言うんですか、内容についても次に会長にそれを伝達していくと、その欠席された場合、やはり2人が一体となって進めていくということは望ましいんじゃないかなと私は思いましたので、各委員さんにあってはそういう同じような立場でありますけども、

より、やっぱりこう進めていく上において、それが一体化されていって、質という意味において、またそういった副議長という立場も必要かなというところで、ちょっと提案させていただきました。以上です。

委員長　　ちなみにですね、次世代育成支援のほうの関係の協議会は、これまで、今、委員がおっしゃられたような形で会議を進めておられたのでしょうか。それに代わるものというふうになっておりますけれども、どんなふうになっておりましたでしょうか。

福祉課長　　次世代育成推進協議会につきましても、今回の子ども・子育て会議と同様に。同じく。

次世代育成支援地域協議会におきましては、副会長ということで選出をしております。

委員長　　わかりました。

委員数も少し違うのかなというふうには思いますけれども、これは非常に重要な、今後、子ども・子育ての計画を策定していく重要な案件であるというふうに私も認識をしております。

ただいま委員からご指摘のあったように、農業委員会であったり都市計画審議会であったり、職務代行者っていうのがきちっと会議の中でついております。今言われたように、次世代のときにも副会長という形ではあったということです。ですから、一応ですね、そのときになって指名するというよりは、事前にそういう職務代行の可能な方を選出をしておくという、そういう考え方は重要かなというふうに思います。また、よろしくご検討ください。

ほかに、委員皆さんの中で。　　伴委員。

伴委員　　今までやってこられたこの次世代育成支援地域協議会、これ、大体年何回ぐらい今まで開いてこられたのか、ちょっと教えていただけますか。

福祉課長 次世代育成支援協議会につきましては、毎年度の進捗状況の報告、そしてその内容についてご審議をいただくということで、基本的には年1回で進めさせていただいております。

伴委員 これからのこの子ども・子育て会議はどのように考えておられますか。

福祉課長 まず、来年度、平成26年度につきましては、子ども・子育て支援計画、こちらの策定がございますので、当然のことながら審議の回数では1回ではすまない、必要な回数を開催してまいりたいというふうに思っております。

その後に関しましては、基本的には年1回、いわゆる進捗状況の報告と管理をしていただく。随時必要に応じて、こちらのほうが必要というふうな案件が出てまいりましたら都度開催をしてまいりたいというふうに思っております。

伴委員 そうですね。今までちょっとこれ、年1回とお聞き、今、しまして、やはりこれ、今後非常に大切な会議になってくるんじゃないかなと、こう説明をお聞きして感じております。やっぱりこれ、事あるごとに開催していただいてそこで審議していただくということを、私のほうから要望させていただきます。

委員長 ただいま委員もおっしゃられましたように、計画を策定するまでは本当に何回も集まっていただくという覚悟をしながら進めていただきたいと思います。そしてこの計画は5年で1期になっておりますのでね、最初に計画をつくれば、その後、今、先ほど課長がおっしゃられた次世代のときと同じように、計画の進捗状況ということもあるやもしれません。進捗状況の確認をしながら調査をし、審議をするということになっていくのだろうと思うんですけれども、最初はやっぱり丁寧にやっていただきたいというふうに考えております。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

( な し )

委員長

委員さんのほうでなければ、私もちょっと1点お聞きしたいと思いません。

前回ですね、次世代育成支援協議会から子ども・子育て会議ということに変わる、それがなくなるということでは、もう少し高い年齢層、次世代の中に対象とされていた高い年齢層についても、非常に重要な部分なので引き続きそれらも子ども・子育て会議でちゃんと位置づけをしてほしいということをお願いもしてまいりましたけれども、国のほうの財政ですね、国からくる財政につきましては、次世代育成支援対策推進法に根拠を置く現行の子育て支援交付金は2014年度で廃止となるというふうになっております。そして、今後ですね、この市町村にかかる13の事業計画に基づく子ども・子育て会議からつくられる支援計画ですね、これに対しまして、補助金から一括交付金へという形になっております。こんな中においてですね、私、お願いしてきましたけど、財政的な面であるとか、そういう国の姿勢が大きく財政にもかかわって変わってくるという中でね、どれだけやっぱり担保していただけるのかな、どれぐらい市町村は影響受けるのかなということですね、ちょっと気にはなっているところなんですけれども、その一括交付金がということと、それから次世代育成支援ということの中でのちょっと矛盾みたいなものが生じてくるかとは思いますが、その辺の考え方について、現時点で何か言えることがあれば、説明のほう、お願いしたいと思うんですが。

本庄福祉課長。

福祉課長

ただいま委員長がおっしゃいましたとおり、次世代育成支援にかかる交付金については平成26年度をもって廃止されると。まず、次世代育成支援対策推進法、こちらのほうが平成17年度から26年度までのまず10年間に集中的、かつ計画的に対策を実施するということでの時限立法になっておりまして、法律上は子ども・子育て会議は、法律上、ま

ず法律自体が時限立法として切れてしまうという状況がございます。ただ、当町におきましては、今後の子ども・子育て支援計画におきまして、次世代育成の関係につきましても可能な限り計画のほうに入れていくといえますか、必要なものについては含めて計画を立てていくというふうに考えております。

なお、交付金の関係につきましては、今現在、情報等も全くない状況でございますので、申し訳ございませんが、ちょっと情報収集等に今後も努めてまいるといふことで、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

わかりました。そういうことでね、本当に中学校卒業してから高校生の間とかそういう年代層の方のことなんか、なかなか町としてもつかみにくい。でもそこで結構そのご本人の道がいろいろ決まっていってしまう、いろいろな方向にあって、そして決まっていくという中にあるのは、よりよい環境づくりをしていきたいという思いというのは、まさしく親だけではなくて、そういう町としての計画の中にきちっと位置づけて、皆で見守りながらね、やっていかないと、その辺なかなか手が届かない、単に学校任せというような状況になってしまうということになりますのでね、またそれらの点についてもよくご理解いただきまして計画を策定していただきたいと思います。

そしてもう1点なんですが、今、課長、全くまだわからないっておっしゃってましたけども、保育所の認定基準となりまして、認定事務を市町村がせなあかんということと、それから公定価格というようなことが言われてきております。今後、その話がこの会議の中で議論になると思うんですが、これらについてもまだ示されてないというふうに考えておけばよろしいのでしょうか。 本庄福祉課長。

福祉課長

まず、認定の関係でございますけども、法律等、取り扱い等を確認する中で、今、実際の進め方について整理をしておる最中でございますので、詳細については、今後、会議に向けましても整理をしていきたい、この

ように思っております。

公定価格につきましては、平成26年度に入りましてから出るようであるというふうな情報を現在、得ておるところでございます。

委員長

子ども・子育て支援が、法律が成立して大きく変わろうとしている中で、私たち担当常任委員会としては、どういうふうに計画が行われていくのかということについては、十分慎重に私達も調査をしなければならないというふうに思っております。きちっと認識を持って今後、担当常任委員会として進んでいきたいと思っておりますので、一応そういう会議が行われるときに出示されます資料とかにつきましては、当委員会のほうにですね、そういった資料のほうも委員皆さまのほうにもご提示をいただければありがたいかなというふうに思っておりますので、今後また進捗していく中で、そのほうのご配慮もお願いしておきたいというふうに思います。

ほかにごございますでしょうか。よろしいございますか。

( な し )

委員長

では、ほかにはないようですので、これをもって質疑を終結いたします。それでは、順序に従ってお諮りをいたします。

まず、議案第41号についてお諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第41号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第42号についてお諮りいたします。本案については、本委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第42号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、3点目といたしまして、議案第44号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、議案第44号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

国保医療 課長 本議案につきましては、前回の委員会におきましてご説明をさせていただきました内容と相違はございません。末尾の要旨をもって説明とさせていただきますと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。それでは、末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (要旨)

平成25年度の地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、金融・証券課税の一体化のため、公社債等の利子及び譲渡損益について、上場株式等の配当及び譲渡損益と同じ税率及び課税方式とするもので、また、これらの中で損益通算を行うことができるようにするものでございます。

2つ目として、施行期日等は、平成29年1月1日から施行し、改正後の条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、従前の例によります。

以上、簡単ではございますが、議案第44号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。なにとぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

委員長

ご苦労さまです。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。これについては、ございませんか。

( な し )

委員長

そうしましたら、委員さんのほうでないようでしたら、ちょっと参考までにお尋ねしたいんですが、私は本会議で町税条例のときに総括質疑で影響額などについてお尋ねをさせていただきましたけれども、この国民健康保険税においては、これを実施するとしたら、見込みというのかおよそというのか、私なんかは株だとか公社債とかやっている方々の申告をなさるような状況というのが全くイメージがわからないものですから、何か数字的なもので、担当のほうでお掴みいただいているようでしたら、影響っていうんですか、どれぐらいの方に影響があるのかとか、そういうのがちょっとわかるようだったら結構ですが。

寺田国保医療課長。

国保医療  
課長

平成25年度の町の税の課税状況を見ますと、株の譲渡所得で申告をされておまして、プラスの者が78人、そしてマイナスといえますか損をされた方が173名、合計251人の方がそういった申告をされております。

それがただちに国民健康保険税の税の課税のほうにつながるかといったら、損益通算の関係、また、国民健康保険につきましては、税の算出というのは、給与所得とか年金所得、合算して合計所得から基礎控除を引いて税を算出しますので、その中で所得の区分まで細かく、給与所得

で何人、年金所得で何人といった、そういうのを出しておりませんので、影響がどれだけあるのか、今の現時点ではちょっと計りかねます。

ただ、税のほうで若干影響があれば当然、それと連動、国民健康保険税も連動しますので、若干は影響はあるものとは考えております。

委員長 わかりました、ありがとうございます。

どれぐらいの方がこういうふうにやっておられるのかということで、今、人数をおっしゃっていただきましたので、大体、また今後施行まで、ちょっと私も理事者側のほうへお尋ねするかもわかりませんが、よろしくお願いいたします。

ほかによろしいですか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第44号につきまして、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第44号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、4番目に、議案第45号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第45号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

福祉課長

恐れ入りますが、議案書の末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。  
本議案の内容につきましては、前回の本委員会でご説明申しあげました内容と相違ございませんが、改めまして末尾の要旨によりご説明をさせていただきます。

平成25年度の地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行され、地方税に係る延滞金の利率につきまして、現在の金利状況にあわせて引き下げるよう改正がなされたところでございます。このことに伴いまして、介護保険料に係る延滞金について、その利率を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございます。

地方税に係る延滞金の利率と同様の利率により、現在の金利状況にあわせ介護保険料に係る延滞金の利率を引き下げるもので、1年間の貸出約定平均金利により、毎年、延滞金の利率を定めるよう改正するものでございます。

参考といたしまして、最近の貸出約定金利である1%で試算いたしました改正前と改正後の延滞金の利率をお示ししております。上段の本則の利率、年14.6%につきましては、今回の改正による特例で年9.3%に、その下の納期限後1か月以内の本則の利率、年7.3%につきましては、改正前、改正後ともそれぞれ特例によりまして年4.3%が、年3.0%となるところでございます。

施行期日は平成26年1月1日とし、同日以後の期間に対応する延滞金について適用するものでございます。

なお、条例改正文の朗読と新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、議案第45号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

委員皆さま方にはよろしくご審議をいただきまして、原案どおりご可

決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ご苦労さまです。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員

これはこれでええと思うんです。

ちょっとお聞きしたいんですけどね、納期限後1か月以内の、まあ短期の場合ですね、家庭の理由、いろいろ、入院とか、またいろいろ家庭の理由でどうしても納期限が遅れた場合とかそのあたり、町はどのような対応をされているんでしょうか。

福祉課長

まず、延滞金につきましては、法律上定められておるところでございますので、条例上定められておるところでございますので、基本的には徴収させていただくということにはなっておりましても、個々の事情等々ある中で、十分お話をお伺いして対応させていただいておるところでございます。

なお、実際、介護保険料につきましては、1回分の金額が少ないというところもございまして、実際に納期限後1か月以内で延滞金がかかってくるというところは基本的にはあまりない状態でございます。

委員長

よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第45号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、5点目、議案第46号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第46号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部  
課長 を改正する条例につきまして、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

国保医療 本議案につきましては、前回の委員会におきましてご説明をさせてい  
課長 ただきました内容と相違はございません。末尾の要旨をもって説明とさ  
せていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申しあげます。

それでは、末尾の要旨をご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（要旨）

平成25年度の地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行されたことに伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の利率を改定するため所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、現在の金利状況にあわせ、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の利率を下げるというもので、現在14.6%の延滞金が改正後では9.3%に、そして納期限後1か月以内のものについては、現在4.3%の延滞金が改正後は3.0%になります。

施行期日は平成26年1月1日から施行し、同日以後の期間に対応するものについて適用します。

以上、簡単ではございますが、議案第46号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。なにとぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきま

すよう、よろしくお願いをいたします。

委員長

ご苦労さまです。

ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。よろしいございますか。

( な し )

委員長

特段ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第46号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、6点目です。議案第49号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療  
課長

それでは、議案第49号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

国保医療  
課長

本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきましてご説明させていただきました内容と相違はございませんが、補正予算書によりましてご説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、本年度の医療費に要する給付の見込みが

当初よりも増加することが見込まれますことから、一般被保険者療養給付費の補正、給与減額支給措置及び人事異動に伴う人件費の補正、この補正に伴います般会計からの繰入金の補正となっております。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

それでは初めに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金では、第1目療養給付費等負担金で、一般被保険者療養給付費の増額に伴い、医療給付費分現年分1,320万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第2項国庫補助金では、第1目財政調整交付金で、国庫負担金と同様の理由により、医療給付費分普通財政調整交付金371万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款県支出金、第2項県補助金では、第1目財政調整交付金で、国庫負担金と同様の理由により、医療給付費分普通財政調整交付金371万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、8ページをご覧くださいませでしょうか。

第8款繰入金、第1項他会計繰入金では、第1目一般会計繰入金で、給与減額支給措置及び人事異動に伴います人件費に係る事務費で、職員給与費等繰入金511万4千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第10款諸収入、第2項雑入では、第7目歳入欠かん補填収入で、今回の予算補正において歳出額が歳入額を上回ったことによって不足する財源を歳入欠かん補填収入で調整することとしたもので、2,063万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、9ページをご覧くださいませでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

初めに、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費で、給与減額支給措置及び人事異動に伴います人件費所要額494万6千円の減額補正をお願いするものでございます。同じく第2項町税費、第1目賦課徴収費で、総務管理費と同様の理由により、16万8千円の減額補

正をお願いするものでございます。

次に、10ページをご覧くださいませでしょうか。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費で、本年度の医療に要する給付の見込みが当初よりも増加することが見込まれますため、負担金補助及び交付金4,127万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

それでは、予算書を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

国保医療課長 以上で、議案第49号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましてのご説明とさせていただきます。

なにとぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしく願いをいたします。

委員長 ご苦労さまです。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。何かございませんでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 毎回こういう形で報告されて、またお聞きしているんですけども、療養給付費というのは、年々これ、ふえてきているという状態、傾向にあるという。やはりそれを抑制するための対策というの、また一方では行われているんですけども、やはりこれを少しでも抑えていくための方策というのがどの程度考えられているのか、また、今後どういうふうな形でこれを方向づけをしていくのかということについて、簡単でよろしいんですけどもお願いしたいと思います。

国保医療課長 近年の医療費の増大の要因といたしましては、人口の高齢化、また、診療所の増加とか高度医療機関の存在、町民の医療機関の利用に対する

意識も重要かと思っております。今後ますます高齢化によって医療費の増加は避けられないとは考えておりました、健康の増進や疾病の予防、また、適切な医療機関への利用の促進、また、ジェネリック医薬品の利用促進、そういった周知を図っていきたいとは考えております。当然、自分の健康は自分で守るとというのが一番重要なことだと考えておりました、そういった住民の方の意識も大切だと思っております。そうしたものを周知してまいりたいと考えております。

飯高委員 確かに国においてもやっぱり社会保障と税の一体化というか、社会保障である年金、医療、介護、子育て等々がありますけども、年金に次いで医療というのは、多くはやっぱりそういった必要性というのがあるんですけど、今後、町においてもそういう施策はされてますんで、それまた年次的にどんだけ効果があったのかとかいう形です、また試算されて、よりやっぱり抑制される方向でお願いしたいと思っております。以上です。

委員長 ほかによろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。特にございませんか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第49号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、7点目といたしまして、議案第51号 平成25年度斑鳩町介

護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議題といたします。  
理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第51号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。  
初めに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 今回の補正予算の内容は、給与減額支給措置及び人事異動等による人件費所要額の減額、また、それに伴います一般会計からの繰入金の減額でございます。前回の本委員会でご説明いたしましたものと相違ございませんが、改めまして補正予算書に基づきご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算でございます。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第4目その他一般会計繰入金で、職員給与費繰入金210万8千円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、6ページにお移りいただけますでしょうか。歳出予算でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費で、人件費所要額といたしまして、210万8千円の減額補正をお願いするものでございます。

その内訳でございますが、給料で144万4千円、職員手当等で3万2千円、共済費で40万2千円、負担金補助及び交付金で23万円のそれぞれ減額補正となっております。

それでは、恐れ入りますが1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

福祉課長 以上、議案第51号 平成25年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただきまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ご苦労さまです。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小林委員。

小林委員 質問させていただきますのは、この補正に関することではないというか、反対するわけではないんですけれども、次の案件にも関わりますのでここでお聞かせいただきたいんですけれども。この補正予算見させていただきますと、平成24年度の介護保険料の収入がですね、4億3,976万円というふうに書いてまして、いろいろ比較させていただきますとね、それほど見込み的には伸びない、収入は伸びないわけなんですけれども、となってきましたと、介護給付費のほうはですね、現段階で今どれぐらいの、昨年度に比べてどれぐらいの伸びがあるのかなということをご参考にご教えていただきたいのとですね、収入ふやすために国のほうで介護納付金の総報酬割の導入について考えておられますけれどもね、その導入するに当たってですね、第2号の被保険者1人当たりの負担額はというふうになるのか、なるというふうに見込んでいるというか、どれぐらいの料金が、保険料がふえるというふうにご考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

(「数字、わかれへんのと。」と呼ぶ者あり)

委員長 小林委員。

小林委員　　こういうふうには補正予算の中、見させていただきますとですね、やっぱり次のことにもかかわるんですけども、やはりさっき国民健康保険のほうでほかの委員さんが述べられたように、やっぱり将来的なことも考えてということでご質問がありましたけれども、やっぱり介護保険のほうもですね、2025年度の団塊の世代が75歳を迎えるにあたってですね、そういうことを見据えた上でのやっぱりサービスの水準、給付費や保険料水準をやっぱり斑鳩町としてはしっかりと見極めて今後、確実な介護保険運営をしていただきたいというふうに要望だけさせていただきます。

（「いや、答弁します。」と呼ぶ者あり）

委員長　　前段の、そしたら。　本庄福祉課長。

福祉課長　　申し訳ございません。介護給付費の関係でございますけども、平成24年度の決算額が17億9千万円、25年度、今年度の見込みがおおよそ19億ということで、2億近く伸びるような見込みと、今、現段階ではなっております。

委員長　　植村住民生活部長。

住民生活部長　　先ほど出ました保険料の総報酬割の件でございますけれども、今、介護保険の財源といいますのは、おおよそ半分が公費、半分が保険料となっています。そのうちの3分の1が第1号被保険者の保険料で、3分の2が第2号被保険者、いわゆる社会保険、共済組合の加入者の割合です。介護保険の特別会計が受ける財源の割合というのは、基本的にはこれはもう変わりません。その2号被保険者の負担の総額を誰がどう負担するかというところで、これまではいわゆる基本的に人数割りであったものが所得に応じて負担していただく割合が変わるというものですので、直接、介護保険特別会計に影響があると、総報酬割額になっても影響が出

るというものではないということにはちょっとご理解をいただきたいと思  
います。

委員長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決  
することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第51号については、当委員会と  
して満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、8番目といたしまして、陳情第5号 「要支援者に対す  
る介護保険サービスの継続」を求める意見書提出のお願いについて、こ  
れについてを議題とさせていただきます。

まず最初に、事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、陳情第5号 「要支援者に対する介護保険サービスの継続」  
を求める意見書提出のお願いについてご説明させていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

( 陳情文書表朗読 )

議会事務  
局長

2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては、省略  
させていただきます。

陳情の趣旨は、現在、国の社会保障制度国民会議などにおいて、持続

可能な介護保険制度への見直しが進められており、介護程度が軽度な要支援者を介護給付から除外するというようなことも検討をされていることから、要支援者に対する介護保険サービスの継続を求める意見書を国に上げるよう要望されているものでございます。

なお、本陳情書とともに提出をされました認知症の人と家族の会の2013年度総会アピールを資料として、また、後日、陳情者よりいただきました意見書案を資料として配布をいたしておりますので、あわせてご参照いただければと思います。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

委員長 ただいま説明がありました陳情文書提出の経緯、内容について、出されておりますが、この際です、この文書につきまして検討していただくにあたりまして、介護保険制度の関係について何かお尋ねになりたいことがございましたら、また、ご意見がございましたらお受けしたいと思います。 辻委員。

辻委員 この陳情については9月19日に陳情受付ということで、その後、社会保障審議会の介護保険部会でいろいろな審議がされて、素案も示されていると思いますねんけど、その辺の内容をできましたら、理事者のほうからちょっと説明、お願いしたいと思います。

委員長 本庄福祉課長。

福祉課長 委員がおっしゃられましたとおり、この間、厚生労働省の諮問機関である社会補償審議会介護保険部会におきまして、改正案に対する審議が行われております。この陳情が提出された9月と現時点では、おっしゃいますように制度改正の内容に見直しが見直しがなされておるところでございます。

まず、要支援者の介護サービスの見直し、こちらにつきましては、当初要支援者が受ける介護予防給付、これらを全て介護保険給付から外し

て市町村が行う地域支援事業に移行させるというものでございました。しかしながら、地域間格差やサービスの受け皿の問題、また、市町村事務の増加などを懸念して慎重な意見があったことに配慮いたしまして、現時点では、介護予防給付のうち、地域支援事業への移行を訪問介護と通所介護に限定するという見直し案が厚生労働省から示されておるところでございます。

次に、一定以上の所得者の自己負担割合の見直しについてでございます。こちらにつきましては、当初に示された見直し案のとおり、一定以上の所得者について利用者負担を1割から2割に引き上げるという改正内容となっております。現時点では、その所得水準等につきまして、合計所得金額160万以上と、年金収入に直しますと収入280万になるところなんですけども、160万以上と、合計所得金額170万、年金収入で290万以上、この2案が示されておるところでございます。

その他、特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に限定するといった入所制限につきましては、要介護1、2の方であってもやむを得ない事情がある場合は特例的に入所を認めることが適当である、そういった改正内容の見直し案や、介護施設入所者の補足給付の見直しでは、不動産の所有を勘案するということについて見送られるといった見直し案、また、低所得者の1号保険料の軽減強化、あるいは住所地特例の拡大等の改正案が厚生労働省のほうから示されておりました。今後、社会保障審議会において、12月20日の介護保険制度の見直しに関する意見の取りまとめに向け、審議が行われる予定となっておりますのでございます。

辻委員

そうしますと、この中で、意見書の中に出てますような内容と若干これは異なってくるだろうと思います。その辺でできましたら委員皆さんに、その辺、内容も含めて。どない検討したらいいのかな。ちょっと検討する必要があるのではないかと思いますけどね。

委員長

それは、辻委員の意見としては、中味も含めて少し検討する必要があ

るというふうなご意見でございますが、ほかの委員の方から何かございますか。 飯高委員。

飯高委員 今、社会保障と税の一体化ということで国においてはいろいろと審議されているわけですが、この間、国民会議において、またその中でも市町村の長がその協議に参加し、地域の介護について将来どうしていくのかということにおいての経過において、今、課長からその、縷々経過がありました。要支援についての移行ということですが、やはり財政的な面、また、今後サービスをやはりある一定の水準というか、ものにしていかなければならないし、その中においてこの意見書が提出された、その点についての懸念という、心配事であるということからこの意見書は提出されたものと思います。

今、この意見書の内容を見ますと、やはりこの方、出された方についてはやはり継続してほしい、サービスの、今までのままでいいじゃないかという意見ですが、やはり国においては将来において、1点目は重要なのは、この社会保障をどういうふうに持続していくかという観点が一番大事だと思います。

今、社会保障給付全体が国においては100兆円を超えております。毎年1兆円が増加する中において、この医療、年金も含めて、介護に対するパーセンテージも上がっております。やはり財源が必要であるし、サービスも十分やっぱりしていかなければならないというのが現状の中、こういう形でお願いをされているんです。

特にですね、この中でも、今、課長言われたように、予防サービス給付においてはほとんどがその対象になっていたものが、今、訪問、また通所という形で厚生労働省では絞込みをされた、これはやはり国民会議においてのいろいろの意見において、そうしてほしいという要望の中において、また、市町村の懸念もあることから、その配慮がされたと思います。

ここに書かれてある、例えば認知症ですね、これはこの中のカテゴリーと、範疇に入るようなことを言われているんですけども、今回、その

審議の経過の内容の中において、これはどういうふうに今現在、国民会議では検討されているんですか。その点についてお伺いしたいと思います。

福祉課長 国民会議の意見書の取りまとめ案、厚生労働省の案での内容にはなるところでございますけども、認知症施策の推進ということで、計画のほうにはあげられております。その中では、認知症の人につきましては、病院あるいは施設を利用せざるを得ないという考え方を改め、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、よい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すということで、計画の中にはうたわれておるといふ状況となっております。

飯高委員 従来どおりのサポートをしていくということの認識だと思います。今後、社会保障に関わるこのこと、介護については、やはり財政的な、法律面においてもいろいろありますけども、やはり効率的な事業運営をしていくということもやっぱり将来的に考えておられますんで、今回、こういう意見書についてはいろいろ懸念の部分があるわけですけども、懸念されているわけですけども、それはそれでちゃんと今回の支援事業を地域ですることに対しての、地域、自治体においてもこれをどう受けていくか、その受け皿となっていくんですけども、これについてはまた今後、方針の中でまた示されていくであろうし、今後やっぱりこの改革が必要になってくると私は思いますので、今回のこの意見書については、この出された方の思いはわかります。当然やっぱりサービスはそれ以上に、財源の問題があったとしても、サービスは維持していかないといけないし、今までのサービスからの低下を招いてはならないと思います。意見として、そのように思います。

委員長 ほかに何かお尋ねなりたいことや意見など。 小林委員。

小林委員 私もですね、この陳情書を出された方の思いというのはわかります。

そして陳情書を出されてから、国において、審議会においてですね、大分見直しもされましたので、この意見書そのまま採択するということには、ちょっと私もどうかなというふうに思います。

この陳情者が書かれておられますね、信頼に足る制度として機能することを願っておられますというふうに書いておられますけれども、その今の日本の財政はですね、やっぱり今年度に行われたG20のほうではですね、もうちょっと信頼に足る中期的な財政計画をしっかりとやってくれないと困るというふうな声明も出されるような日本の財政状況の中でね、やっぱりこのまま、タイトルにあるまま、サービスはそのまま、でも利用料もそのままにしてくださいというのは、ちょっといかがなものかなというふうにも、私は個人的には思っています。やっぱり制度全体滞の財政負担の行動はやっぱり見直していただいてですね、現役世代の方々の負担を相対的に減らしていかなければいけないのかなと、個人的には思っています。

そういう中でこの、陳情者が出されたことってというのはですね、やっぱり国のほうの説明がちゃんとできていないのかなというふうに思います。増税のほうでやっぱり、増税に、一方で負担引き上げ、給付抑制は道理にもあわないというのはですね、やっぱり国民の大多数なご意見なのかなと思います。やっぱり社会保障と税の一体化改革は何のための改革なのかというのを国民にちゃんと説明できていないから、こういう不安になる方がいっぱい出てこられるのかなと思いますのでね、やっぱりそういう説明がちゃんとできていただけるように、それで住民さんの不安が払拭できるように、やっぱり身近な行政として、斑鳩町のほうには不安になられている方々の相談にはちゃんとのっていただくというふうな対応と、国のほうの動向を見極めていくという感じで、一応今現在の段階ではそういう状態でいいのかなというふうに思いますので、私個人的にはですね、やっぱりこの意見書のこのままの案で提出というのはちょっといかがなものかなというご意見を言わせていただきます。

委員長

ほかに何か意見ございますでしょうか。 伴委員。

伴委員 今、それぞれの委員さんが話、自分の思いをお話されておられました。私自身は正直言えば、介護保険自体、これ継続していかなければいけないものやという思いから、ちょっとこの内容に対しては難しいのではないかと。やっぱりこれからもう確実に高齢者の人数がふえていく中で、どうバランスをとってやっていくかということがやっぱり非常に大事だと思うんですね。だからその思いからちょっとこの内容は、ちょっと私は賛同しかねると、そういう思いでございます。以上です。

委員長 ほかに何かご意見ございますか。 辻委員。

辻委員 この中身の趣旨、意見書の中身だけ、これ、ちょっと、下から9行目ぐらいから書いてある文面がね、ちょっと今にあわないような文面になりますので、この文面どおりではちょっとこう私も賛同できないということで、ちょっと、できましたら委員長、一遍まとめ、いろいろの意見もありますので、ちょっとまとめてもらうような格好で。

委員長 させていただくようにいたしますが。  
ほかに委員の方で何かお尋ねになりたいことなどございませんか。

( な し )

委員長 ないようでしたら、ちょっと私は1点だけ聞かせていただきたいんですが。

先ほど課長の説明の中にあっただとは思いますが、ホームヘルプサービスやデイサービスが市町村に移管されるということなんですが、軽度な方に最も利用の多い、必要な訪問介護やったりデイサービス、この辺が移管されるということになりましたらね、どうなるのかなと。ちょっと要支援の方たちがそういうものをやっぱり利用、結構してはと思うんですけどね、市町村へ移管となったときの財政の状況というのか

会計のかかり方っていうんですか、こういうのがどうもよくわからない、イメージがつかめないんですけれども、ちょっと私にしたら、これは市町村にとってものすごい大きな問題じゃないかなっていうふうに感じたんですけどね、ちょっとこの辺どうとらえたらよろしいでしょうか。

植村住民生活部長。

住民生活  
部長

技術的な部分ではございますけれども、これまで介護予防給付の中でやっているということが、それぞれのサービスの単価に介護報酬が設けられております。ですから単価がはっきりしているということです。それから、サービスは個人の支給限度額はありますけれども、その範囲内であれば全て9割は保険給付、それでそれに対して一定の割合で公費、それから保険料で負担していくというルールが定められております。

これが市町村の事業ということになりますと、基本的に介護保険の指定事業者がサービスを行うのではないということになります。もちろん、今の指定業者が引き続きそのサービスを担ってくれるということは十分考えられることではありますけれども、必ずしもそうではないということになりますと、単価、介護報酬が適用されませんので、市町村によって単価が変わってくる可能性がある。それらを引き受けていっていただく事業所を確定させていかなければならないということで、我々にとってもそのあたりは課題であるというふうに思っております。

ただ、今回の社会保障審議会の介護保険部会では、地方の行政の代表者も出ておられまして、その中で今回の、例えば今おっしゃっている予防給付の一部サービスを市町村の地域支援事業へ移行するにあたっては、十分な準備期間の設定や地域間の格差が生じないように配慮すること、また、さまざまな地域の実情にも対応可能な実施体制の構築支援を努めていただきたいという意見を述べておられます。さらに、地方に新たな財政負担や過大な事務負担が生じないように、ガイドライン等について早期情報提供した上で、地方と十分協議を行って、必要な措置を講じていただくよう意見を述べられておられますので、そのことを期待しているという状況でございます。

委員長

ありがとうございます。

意見は述べておられますが、そのとおりになるという補償もないという事の中ではね、市町村が単価を決めていく、それで今言われたように市町村で格差が出んようにと。介護保険の単価より下がったら指定業者だって、業者さんもね、受けるのいややって、介護保険のほうは受けるけど、こんな単価低かったら受けるのいややとかね、十分なサービスの提供が行えるかどうかという、その心配もありますし、まだまだ本当に見えない状況だなというふうに、私はむちゃくちゃ心配しています。訪問サービス、ホームヘルパーさんの派遣とデイサービスっていうのは結構、認知症の会のこの方たちもおっしゃってますけどね、デイサービスっていうのはとても、いろいろな方の中へ入って刺激を受けて、認知症予防にも効果もあるしね、また、体を動かす、そしてちょっとした緊張感もあったりね、外出をするということでの気分転換であったり、非常に重要な事業なんですよね。予防という中ではより重要な事業。この事業が市町村に移管されるようになって、市町村が責任持ってやれるのかということなんかは、非常に今、私の中では大変な、大きな不安になっているんですけれども。いろいろな委員皆様のご意見もございましたし、まだまだ地方から意見をあげているものの、その地方からあげた意見がどう通るのかというのも、ちょっと今まだ見えない状況であるというふうに、私自身は考えているんです。

ここで、しばらく休憩を取らせていただきまして、ちょっと委員皆さま、いろいろおっしゃっていただきましたが、まだご発言いただいていない方もありますし、ちょっと取りまとめのほう、させていただきたいと思います。よろしいですか。

( 異議なし )

委員長

それでは、10時40分まで休憩とさせていただきます。

( 午前10時20分 休憩 )

( 午前10時40分 再開 )

委員長

それでは、再開させていただきます。

休憩中にも委員皆さまからいろいろなご意見を出していただききましたが、この陳情に対しましての、改めましてご意見をお伺いしたいと思います。 飯高委員。

飯高委員

先ほど各委員さんからのいろいろな声をいただきまして、その中において、やはり高齢化に伴うやっぱりこの介護の改革の制度、改革をするということに対しては、やはり一つの同一の意見かなと思います。その中において、やはりそれをいかに持続可能なものにしていくのかということがこれから問題、また課題になっていくわけですが、その中において、今回の要支援に対するこういった意見書が出てきておりました。

確かにこの要支援に対するこの継続うんぬん、このことについては、よくわかることだと思います。やっぱりこう心配されている。それを国としてはどのように今後地方に移行してやっていくのかというときに、やはり地方もこれに対してその受け皿となり、どのような体制でやっていくのかということに対してもこれからまた検討していかなければならない。

やはり今回、この意見書に対しまして、やはり継続ということは、今までのこの社会保障にかかる、今、国で審議されているやつに対しまして、しないでくださいというふうな意思表示だと思います。しかしながら、今回の委員会におきましては、やっぱり将来においてのこういった要支援者に対する支援が低下しないように、また、今後、この要支援が移行された場合における受け皿となるこの自治体が、ちゃんと国の情報なり、また、情報に沿ってしていただきたいと思います。特に、この際においては、やはり市町村が、例えば国の手引書とか、また、先進地の事例、また、それにあたる研修とか行っていただいてですね、やはりはっきりと将来が見えた今後の介護のあり方について、また勉強してい

ただいて、それが住民さんに広く周知されるようお願いしたいと思います。

今回の意見書は本当に貴重な意見やと私は思います。皆さま方がやっぱり判断していく上においては本当に難しい局面がありますけども、やっぱり議会としてはよりサービスが低下しないように、今後ともその推進に向けた、またあり方を発信していきたいと思います。

今回はこの提案に対しましては不採択とさせていただきます。

以上です。

委員長 今、委員からご発言がございましたが、それに付け加えてのご発言、何かございますでしょうか。ございませんか。

( な し )

委員長 大体、先ほど取りまとめをさせていただく中で、いろいろなご意見、ほぼ飯高委員のほうから集約をされました。この意見書について、現時点、9月と11月で少し内容が変わっているということで、このままの文章では採択しにくいというようなご意見もございました。ということから、今の不採択というようなご意見でございますが、それについて反対のご意見は特にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、よって、この本陳情につきましては、当委員会としては不採択すべきものとして決することにご異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号につきましては、当委員会として満場一致で不採択すべきものと決しました。

なお、先ほど委員から申し出がございましたように、この問題は私たち議会にとっても大きな問題でございますので、今後も私たちは所管の委員会としてまた調査、研究をしていきたいというふうに思っておりますので、委員皆さまもよろしくお願いいたします。

以上で付議議案については終わらせていただきたいというふうに思います。

続きまして、2番目の、継続審査について、その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、来年度、平成26年度以降の可燃ごみ委託処理の契約につきまして、また、現在、制定に向けまして検討をしております（仮称）斑鳩町空き地の適正管理に関する条例のそれぞれの考え方につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、平成26年度以降の可燃ごみ委託処理の契約についての考え方です。

衛生処理場での焼却処理廃止に伴いまして、平成24年度より、可燃ごみにつきましては三重中央開発株式会社はその処理を委託しているところであります。

委託の初年度である平成24年度につきましては、指名競争入札を行い、平成25年度につきましては、平成24年度の1年間の処理や運搬の状況等々を見せていただく中で、誠実に業務を履行いただけたこととございまして、随意契約で委託をさせていただいているところであります。

このような中、委託する側であります当町といたしましては、社会情勢の変化に左右されることなく、できるだけ一定した価格で、かつ安定

的に処理を委託していきたいという思いがございます。

また、受託する側の処理業者にいたしましても、当然のことながら、ある程度継続的に、安定した量の処理を受託をしていきたいという考えがございます。

そうした委託する側、受託する側の利害が一致する部分がある中、三重中央開発より複数年の契約締結につきまし、打診があったところであります。

三重中央開発につきましては、既に委員の皆さまも10月に現地調査をいただくなど、ご承知いただいておりますように、既存の処理能力日量130tの焼却炉に加え、このたび、処理能力日量474tのエネルギープラザを新設をされております。また、最終処分場についても既存の処分場に加え、新たな処分場の建設にも着手されているところで、平成27年4月には、埋立て容量32万9千立方メートルの最終処分場が完成する予定であるなど、処理能力は国内最大規模であり、そういったことから、今後も安定的な事業活動がなされるものと判断でき、複数年契約を結ぶ相手方としては、特段の問題はないものと考えております。

一方、町にとりまして大きなメリットでもあります処理委託料の額であります。委託業者からは、現行の単年度契約での税込み1tあたり34,650円の処理単価から、3年の複数年で契約した場合、税込み1tあたり33,075円といった見積額が提示をされているところがあります。

この見積額を基に、処理費用の差異をシミュレーションいたしますと、本年度、平成25年度、仮に可燃ごみの処理量が前年度と同様の4,000tとした場合、委託料の総額は、現行で1億3,860万円となります。

一方、3年の複数年で契約した場合、処理量が4,000tといたしますと、1年間の委託料は1億3,230万円となり、現行より単年で630万、3か年の合計額で1,890万円の処理費用が削減されることとなります。

また、平成26年4月からは、消費税が5%から8%に増税されます

が、消費税を8%と計算いたしましても、3年の複数年での契約の場合、委託料は1億3,608万円となりまして、現行よりも単年で252万円、3か年で756万円の処理費用が削減できることとなります。

当町では、現在、生ごみの分別収集を推進しているところで、可燃ごみの処理量も年々減少していることから、実際の処理費用は、さらに削減できるのではないかと考えているところであります。

このように、三重中央開発は、廃棄物処理業者としては国内最大規模の事業所で、今後もある程度安定した経営が望めることに加え、複数年の契約にすることで処理委託料が現行よりも安価で抑えられ、町財政の負担が緩和されることになり、結果、住民の方々にとりましても有益なものとなるとの判断から、可燃ごみの委託処理につきましては、平成26年度から平成28年度末までの3か年の処理委託契約を締結してまいりたいと考えておりまして、平成26年度一般会計予算におきまして、債務負担行為の予算を計上してまいりたいと考えているところであります。

次に、現在、条例制定に向けまして検討を進めております（仮称）斑鳩町空き地の適正管理に関する条例の考え方でございます。

資料2におきまして条例骨子案をお示しをしておりますので、それに基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、1の条例制定の背景であります。近年、管理不十分な空き地につきまして、火災や犯罪の危険性を心配する声や生活環境を悪化させるとの苦情・相談がふえてきているところであります。

町におきましては、空き地管理台帳を作成し、毎年複数回現況調査を行い、管理が不十分であった場合には、斑鳩町環境保全条例に基づきまして所有者等に対しまして適正に管理するよう申し入れ等を行っているところでありますが、中にはその申し入れ等に応じていただけない所有者等がおられるのも事実であります。

そうした中、以前、議会の決算審査の審議の中でも、空き地の適正管理指導についてもう一步踏み込んだ町の対応を求めるとのご指摘もいただいているところで、県内外の条例や先進例などを調査研究してまいり

ました結果、今般、空き地を適正に維持保全するための所有者等の責務を明らかにし、管理不十分な状態の空き地の所有者等に対し助言や指導、さらには勧告や命令を行えることを規定した条例を制定して、適正な維持保全を強く促していこうということになったものであります。

次に、2として、この条例制定の目的であります。

この条例は、空き地を適正に管理することで害虫の大量発生や犯罪の誘発につながる要因を未然に防止し、安全で安心な暮らしの実現と良好な生活環境の保全に寄与することを目的とします。

次に、3として、対象となる空き地であります。

まず、空き地の定義につきましては、(1)に記載をしておりますように、現在人が使用していない土地、または人が使用していても相当の空闲地を有し、人が使用していない土地と同様の状態にあると認められる土地を指します。

次に、空き地がどのような場合に管理不十分というのかを次のページの(2)に記載をしております。

今回、この条例では、管理不十分な状態を管理不全状態というふうと呼ぶことにしております。アとして、樹木の繁茂、害虫その他の動物の繁殖により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある状態。イとして、不特定の者に侵入され、火災、犯罪等を誘発するおそれのある状態。ウとして、廃棄物の不法投棄を誘発するおそれのある状態。エとして、周辺的美観を著しく害する状態。この4つのいずれかの状態にあるときは、管理不全状態とします。

そして、4として、空き地の所有者等の責務として、所有者等は、空き地が管理不全状態とならないように、自らの責任で適正に管理しなければならないことを規定をいたします。

次に、5. 助言または指導、6. 勧告、7. 命令であります。

町長は、空き地が管理不全な状態にあるときは、空き地の所有者等に対しまして、不全状態を解消するための必要な措置を講じるよう、助言または指導を行うことができるとします。

そして、その助言または指導を行ってもなお不全な状態にある場合に

は、期限を定めまして必要な措置を講じるよう勧告を行うことができ、さらに勧告を行っても従わない場合は、期限を決めて不全状態を解消するために必要な措置を講じるよう命令することができるとしております。

そして、8. 公表として、命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わない場合には、その事実を公表することができるとしております。

次に、9. 代執行であります。所有者等が命令に従わない場合や何らかの措置を行っても管理不全状態が解消しない場合、行政代執行法に基づき、不全な状態を改善し、その費用を所有者等から徴収することができるとしてします。

次に、10. 緊急安全措置として、空き地が管理不全状態で助言または指導を行う際、例えば空き地に生えてある樹木が倒れる危険性が高い場合など、空き地の状態が著しく不全な状態にあり、生命や身体、財産に重大な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、所有者等の同意のもとで、町が最低限の措置を講じ、所有者等からその費用を徴収することとしてします。

そして、最後、11. 立入調査として、町長は、必要に応じて空き地に立ち入り、その状態、管理の方法、措置の内容等を調査できることとしてしております。

以上が、(仮称)斑鳩町空き地の適正管理に関する条例の骨子案の内容であります。この条例の制定によりまして、これまで以上に住民の安全と良好な生活環境の保全を図ってまいりたいと考えているところであります。

なお、この後、委員の皆さまからいただきましたご意見を参考にしながら最終的な条例案をまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申しあげまして、継続審査であります環境保全。

申し訳ございません。ただいま私の説明の中でですね、可燃ごみの委託処理の説明の中で、消費税が5%から8%に増税された際の説明について、数字の誤りがございましたので、再度、もう一度説明をさせていただきます。

仮に消費税を5%から8%に増税されて、8%で計算した場合、3か年の複数年での契約の場合、委託料は1億3,608万円となりまして、現行よりも単年で648万円、3か年で1,944万円の処理費用が削減できるというふうに訂正をよろしくお願いをいたします。

以上で、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 ただいま報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。 伴委員。

伴委員 今説明があった空き地の適正管理に関する条例のほうなんですけど、私、決算委員会、また予算委員会等でなんとかならないかと常に要望させていただいており、いよいよ出てきたなというような感じで、今、説明を聞いておりました。

正直言って管理不全状態っていうような形、これもうアからイ、ウ、エ、これ全部に当てはまるんちゃうかなと、というような、近隣で、そういうような場所がございます。具体的には、正直言って怖い話ですが、覚せい剤の注射器が不法投棄されていたというようなこともございまして、すぐ警察に連絡をとって犯人も見つかったということでしたが、そういうこともございました。

この内容、ちょっと意見としてお聞きしたいんですが、うちの近隣の、近くでしたら、結局、持ち主さんが40年からそのままずっと放置され、もう大木が生えるぐらいになっておるんですが、結局亡くなられて共有になって、まあ3名かのお子さんになって、3分の1ずつの共有名義になってしまっていると。こういう場合、どういう。まあ今こうずっと読ましていった中で、結局、いやいや誰々、兄弟の誰かに言うてくれ、私はあんまり関係おまへんねんと。それで皆遠方で、関東地方のほうに住まれていたりというようなことになっております。その場合、これ、どうしていったらいいのかな。ちょっとまたそういう形で内容、またこう検討していただけないかなというように思います。以上です。

委員長 これについては、何か、まあ実際実務をされている担当課のほうでも、ここには書かれていないけれども何かその考え方というのを今までやってきたこととかあると思うんですが、どうでしょうか。

栗本環境対策課長。

環境対策課長 現に所有者が複数おられる場合、同じ内容の文書をそれぞれ該当される方全てに送付をしているのが現状であります。今後につきましても、どういった方法がいいのか再度検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長 そうですね。徴収すべきお金とかも発生してきたときにどういうふうにするのかという、そういう点についても検討しておいてもらわんといかんということもございますので。

ほかに。続いてありますか。 伴委員。

伴委員 今、ちょっとお話が、答えがありましたので。私、確か固定資産税とかあのあたりは、共有になったときにも特定の方に徴収されているんじゃないかなと。まあ言えば分割をして複数の方に、ではなかったと思うんです。その辺も一度検討していただければと思います。

それと、ちょっと先ほど言い忘れてんけど、11番の立入調査、このあたり、法律とこの条例で、この条例でこういう形していただければ法律上問題ないのか。まあその辺は顧問の弁護士さんに相談されてここに書かれているんだろうなと思いますが、もう一度確認しておきたいと思います。

委員長 法律との関係ということですが、これはどうでしょうか。

栗本環境対策課長。

環境対策 ちょっとまだ顧問弁護士のほうには。まだ骨子案ができた段階で、こ

課長 　　れから条例をまとめる段階でご相談もしていかなければならないというふうに考えておりますけども、先進例を見ましても必ず立入調査が明記をされておりますので、そういった面では明記をする必要があるのかなというふうに考えております。

委員長 　　そうしたら、関係法案、法律ですね、関係する法律に基づいているという根拠をもって行うというふうな形で進めていただきたいというのが委員の要望だと思いますので、よろしくお願いします。

池田副町長。

副町長 　　さっきのあの、伴委員さんの、税務課の納税管理人の話がございました。税務課の納税管理人といいますのは、所有者が亡くなったときに相続人に対しまして、代表としての納税管理人は誰ですかということで、皆さんの了解をいただいてそこへ送らせていただいていると。それ以外の方についてもこういうことで送っていますよと、税金こんだけとなっておりますので、ちょっと違いますので。

　　今度の場合は代執行の徴収ですけども、これにつきましては納税管理人とまた趣旨が違いますんで、それぞれに対して、これだけ町が払いましたので皆さん方に請求しますよと、こういう文書を発送していく手順になってまいりますんで、ちょっと税務課と違うということをご理解いただきたいと。

　　立入検査につきましては、条例に明記したら、この条例に基づいて立入調査をさせていただきますんで問題ないということをご理解をいただきたいと思います。

委員長 　　よろしいですか。ほかに、委員皆さんのほうで。　宮崎委員。

宮崎委員 　　ちょっと一つだけ聞きたいんですけどね。ある人が土地を借りていたと。それでその方が、まあはっきり言って服部のところなんですけど、材料をほかしていたと、いろいろな材料を。それから不法投棄のあれが

出たけど、その人がもう全然管理してなくてそのままほったらかしになっとなつて、3年か4年前に火をつけて火事になって消防自動車皆出たんですけど。その土地に対して、まあ所有者の方は斑鳩町の方じゃないんですけど、それをここで代執行されるということになったら、これは管理していた人がわかっているけど、今、知らん顔されている。持ち主さんは向こうに貸しているというような話で、今は家賃もらってないというような感じなんですけど、それを代執行したらどちらに費用がかかるんか、その辺がちょっと聞きたいなと思っているんですけど。

委員長 池田副町長。

副町長 資材置場の土地だけ、更地ですね。更地の資材置場。建物はないということですね。また状況違ってきますんで。

宮崎委員 もともとは田んぼやったみたいなんですけど、そこへ、借りられた人が建設業というのかそういうことされておられて、まあいろいろなのをほかさされて、ある日、火をつけられて燃えて消防自動車来たとか。今はもうほったらかしで、逆に言うたら大木とかそんなんももう大きくなっていますんで。それを処分、近所の方から、また火をつけられたらあかんとか言われてますんでね。それが町のほうでこういう代執行を行ったらどうなるんだろうということをちょっとお聞きしたいなと。

副町長 今の場合でしたら、まず、町といたしましては、土地の所有者の方に請求をいたします。それで土地の所有者が相手方に請求をされる、そういう手続きになってまいります。

委員長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 最初のごみ処理費用のことで課長からお話があったんですけど、複数年次でするとかなり削減されていくということで、それはいい方向性に

動いているなと思うんです。これが実際3年間の複数契約ということですけども、将来においても当然これは契約されていくわけでございます。これがまた6年、9年という形でなった場合において、果たしてこれが担保されていくのかなということでもちょっと疑問に思っているわけで、まあその都度の複数年契約での契約やからしかたがないことでありますけども、やっぱり将来においてもどうなっていくのかということも交渉の前提においておいてはどうかと思いますけども、いかがでしょうか。

委員長 池田副町長。

副町長 当然、当初委託するときから非常に単価については心配いただいております。町といたしましても、当然、単価の無駄な高騰がないよう、無駄といいますか、やっぱり経済状況の変化によりましてやはりいろいろな資材が高騰してまいります。また、人件費が、少しのインフレターゲットになってきたら人件費は上がってきますし、そこらを考慮した中で理屈にあわない値上げというのはこちらとしてもそれは認められないということは当初から申しておりますし、今回3年となっておりますけど、これにつきましても、相手の方が3年間そんなにインフレターゲットにもなっていないと、そしてそんなに原材料費も上がらないという想定、経済見通しをたてて3年にしはりましたんで、町としては根底にあるのは住民の負担が抑えられるようにやっていきたいと、それを念頭に必ず置いて行政を進めておりますんで、その行政の一環として3年したら今現在やったら安いと、こうご理解をいただきたいと思います。

飯高委員 わかりました。この間、視察に行かせていただきまして、まあいろいろな形で対応される業者かなと思います。また、緊急時においても最終処分場を確保しながらやっぱり担保されているということについては、非常にいいかなと思います。

それと2点目の、この、今ちょっと、ちょうど見させていただいて、ちょっと、細かくまで見て考えるということについてはちょっとなかな

か難しいんですけども、この中で、10番目、緊急安全措置ということ  
でね、やっぱり空き地の状態が著しく不全な状態というのは、本当こう  
見る中において、今、ただ、家屋が老朽化、ただ単にしている状況とも、  
そういった状況のところもあります。だから、この、空き地の状態が著  
しく不全な状態というのはどういう視点の中でこれが判定されていくの  
かということについて、ちょっとその点がわからないので、町としては  
どういう不全な状態がそうなのかということについてちょっとお伺いし  
たいと思います。

委員長 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長 先ほどもご説明しましたが、空き地に樹木が生えていたとして、それ  
が住民さんからの情報で現地確認を行って助言または指導を行うとき  
に、これは書面で申し入れをしてその対応を待っていたのでは、隣に民  
家があってそちらのほうに倒れかけていたら、その間に財産に被害を及  
ぼすというような判断をした場合につきましては、あくまで所有者の同  
意が要りますけれども、町のほうで代わりに最低限の措置をして、それ  
にかかった費用をお支払いをいただくという分です。この規定につきま  
しては他市町村でもあまり例のないところで、今まで住民さんの苦情相  
談を受ける中でそういった対応が必要だろうということで設定をさせて  
いただいているものであります。

飯高委員 管理不全の状態というのはいろいろこうあげられているんですけど、  
特に今、緊急時についてはやっぱり当然対処しなければならないし、や  
っぱり人命に関わることということで、やっぱり日ごろからのそういった  
状況を見守っていくということが大事やと思います。

今回こういった管理条例というのがありますけども、こういうのは各  
自治体においてもいろいろと問題が発生しているところがございます。  
けども、やっぱりその事前の対策というの、やっぱりしていく必要が  
あると思います。今回、こういう形で適正管理ということで、今後、こ

の内容に従って進められるよう、よろしく願いをいたします。以上です。

委員長 ほかに何かございますでしょうか。 小林委員。

小林委員 空き地の適正管理に関する条例、まあこのように出していただいて、本日、比較検討するような資料を持ってきていないので、また勉強はさせていただくんですけれども、まあその時にですね、ちょっと教えていただきたいのは、対象となる空き地の中で管理不全状態というふうに項目をあげていただいておりますけれども、これ、案つくるに当たって町内調べられたのかな。そうなってきますと、私ちょっと実態がわかっていないので、これに該当する、この項目に該当するのが大体どれぐらいあるのかなってというのがちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

委員長 栗本環境対策課長。

環境対策課長 平成25年の11月末現在でございますが、当町で把握をしております空き地の数は101か所ございます。そのうち77か所につきましては適正に管理をさせていただいております。残り24か所につきましては、現在、今年度2回申し入れをしておりますけれども、まだ今のところその町からの申し入れに応じていただけないというところでありまして。ただ、この24か所全てがこの管理不全状態に該当するかといたしますと、また、それほど草の生えていないところもあるのは確かでございます。

小林委員 今後また町のほうでも検討されるに当たって、私たちもこの条例が導入されるに当たって、どれぐらいの箇所があるのか具体的にやっぱり知っておくべきかなと思いますので、また町のほうで把握されたらどうか、この該当に細かく、今後、多分わかっていくと思いますので、またそのときにもですね、数字をまた参考に教えていただきたいなというふ

うに思います。

それともう1点。これはですね、環境保全・ごみ減量化のほうで、生ごみの分別収集についてなんですけれども、ちょっと1点、要望がございまして、私の自治会は東公民館のほうに行かせていただくんです。それで、東公民館の生ごみのボックス、あれがですね、大変大きくて、ふたも重たくて、しかもですね、ふたを開けるのが住民さんが捨てる側から向こう側に、その重たい箱を開けなければいけないんです。しかも、その途中で止めることもできないので、困っておられる住民さんが結構おられるんですよ。

その生ごみを捨てはるっていう方はやっぱりちょっと年配の女性が比較的、ちょっと私もぼうっと見ていると、やっぱり比較的年配の女性が多いのかなと思います。やっぱりそういうの、まあ問題発言になるんかもしれませんけどね、そういうことを、か弱い女性が捨てに来られるんですしたら、やっぱりそのごみ箱の開ける角度をちょっとサービスの利用しやすい方用に変えていただきたいのと、またその箱が、ふたがですね、重たいふたを全開にする必要があるのかって言われたら、やっぱりちょっとその箱のふたを途中で止めるようなちょっと仕組みというか支柱もつけていただくようなね。やっぱりせっかくいいことされていますので、サービスを提供されていますので、そのサービスを受ける方の気持ちに寄り添った環境に、ちょっとまた町のほうでちょっとまた検討していただきたいなというふうに、要望だけさせていただきます。

委員長

要望でよろしいですか。

そしたらまた、その収集している人たちや従事している職員などの意見なども聞いていただきましてですね、そういう住民さんからのお声があるのかなのか十分調査していただいて、また進めていっていただきたいというふうに思います。生ごみの収集につきましてもモデル事業でやっておりますが、これをまだ更にふやしていこうと、燃やすごみを減らそうということですので、より良いものを求めていきたいというふうには私たちも思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに。 辻委員。

辻委員

この空き地の適正管理の、これはこれでまあ評価させていただきますけども、これはまた担当違うと思いますけども、空き家、もうこれもかなりこう、今、空き家の調査をされるということですねんけども、空き家でこう植木がもう繁茂して、かなり危険ということもありますんで、今後やっぱり空き家の調査を、多分総務課で担当されますけども、その辺もあわせながら、こういうやっぱり空き家のやっぱりこういう管理不善についてもやっぱりこういう。まあ、どこやと言うてたか、代執行もされたところもありますけども、まああれはかなりひどかったと思いますけれど、やっぱりこういう、まあ家まで代執行はできませんけど、その周りのところぐらい、そういうような処置をできるような格好で、またこれとあわせながらやっぱりこう、できたらそういうことも、やっぱり空き家のほうも。やっぱり空き家もかなり、私、あると思うんです。その辺も調査しながら、やっぱりそこをやっぱり検討していただきたいのと、まあ今、せっかく総務部長がおられますので、その辺のことも考えながらちょっとお願いしたいと思います。

委員長

池田副町長。

副町長

空き家の問題につきましても、町長の施政方針にもございましたように、町長も力を入れてやっていくと、もう施政方針で述べておられます。

総務課のほうでこれにつきまして、現状調査をやっております。空き家問題につきましては、今回の一般質問でもございましたように、まず第1点、管理の問題、管理問題がございます。管理問題をどうするか。それともう1つとしては、地域資源としての活用問題をどうするかという問題もございます。

それと、地域資源として活用する場合においても、2通りの、まあ言うたら家屋があるわけですね。というのは、ぱっとして、もう単年世代で、いわゆる30年を目標に建てられた家と、いや、そうではなくて、

古民家のように、やっぱり50年、60年、100年を想定して建てられた家もございます。これらがありますんで、これらをどう整理するかというのは、今総務課のほうで検討しておりますんで、それでまたいろいろな先進地の事例も取り寄せまして勉強しておりますので、一定のまとまりができたなら、またこれも大きな条例になってこようかと思っておりますので、また議会のほうにご提示申しあげて、議員皆様のご意見を取り入れて良い条例をつくっていきたいと考えておりますので、今はそういう状況でご理解をいただきたいと思っております。

辻委員        こういうことでできたら、また近所で空き地、空き家の、まあ今言うてるのは特に空き家で管理されていない空き家ということも留意しております。まあ今、副町長言わはるのも今後のやっぱり大きな、検討もされますけども、今言うてるのは、まあこれできたら、空き家のやつ管理どうするのかとまた住民から言われたら。

副町長        町もいわゆるその空き家、住んでおられないその空き家を対象に、主に対象にしておりますんで。住民から言われたら、今、まず空き地先行しておるけども、空き家についても今進めている最中やと言うていただいたら結構だと思います。

委員長        辻委員おっしゃってるのは、やっぱり空き家がある、その大きい敷地があって、その敷地ね、建っていない部分の空き地になっている部分ですね。それはまあ、敷地内ということであれば家が付いている考え方になるのか、まあその辺も整理しながら、ちょっとその辺が辻委員も気になっているんだろうというふうには思っているんですけど。

池田副町長。

副町長        もう今、栗本課長が説明した空き地のほうにつきましては、家屋の建っていないのを想定しておりますので。今言われたものについては、今こっちの、それとセットになってきますので、いっしょに、ご理解いた

だきたいと思います。

委員長

よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査につきましては報告を受け、一定の審査を行ったということで終わらせていただきます。

続きまして、3番目の各課報告事項についてを議題といたします。

レジメにあります1点目、国民健康保険税等の夜間・休日納税相談の実施について、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療  
課長

それでは、各課報告事項の(1)の国民健康保険税等の夜間・休日納税相談の実施について、ご報告申し上げます。

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を納期までに納付できなく、仕事等の関係で、どうしても平日に役場の開庁時間に相談に行けないといった方のために、今年度も来年の1月から3月の3か月間、滞納者、またあるいは分納誓約の不履行の方の呼び出しも含めて、夜間・休日の納税相談等を実施したいと考えております。

開設日時は、夜間窓口が来年の1月の14日、20日、30日、そして2月が4日、17日、27日、そして3月が11日、17日、27日で、時間は午後8時までとし、休日の窓口につきましては、1月の26日、2月の22日、3月の23日とし、時間は午前10時から午後3時までとしております。周知につきましては、1月号の広報で掲載をいたしたいと考えております。

以上で、国民健康保険税等の夜間・休日納税相談等の実施につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見などがあればお受けいたします。 辻委員。

辻委員

まずね、この周知を例えば広報ですということですけども、できた

らまた滞納者にもそういう相談しますよという通知もひとつ、個々にも必要かなというのは。今間に合わなかったら結構ですけども、今後やっぱり検討してもらおうのと、それと、去年の実績、できたら、わかる範囲で結構ですので、何件相談来られて、納税額は結構ですけども、何件来られたということで、実績をよろしく願います。

国保医療課長 滞納者につきましては、当然、広報を見られない方もおられますので、当然、今回も50件程度ですけども、滞納者、また分納誓約を提出いただいている、全然、そのまんまでほったらかしにされている方、そういう分納誓約、後者の方にも呼び出し状というか、案内を差しあげて相談に来てくれるように申しあげます。

そしてまた、平成24年度の1月から3月の3か月間、平日の夜間、または月に1回、土曜または日曜日に納税相談を12回実施をいたしております。そして平日の夜間の納税相談には12人の方が、そして、休日の納税相談には4人の方が相談に来られまして、それぞれ分納誓約等を提出されております。

委員長 よろしいですか。  
ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 そうしましたら、また職員の皆さんも大変なことになろうかと思いますが、ご努力のほうよろしく願いをいたします。

ほかに、何か理事者側のほうから報告をしておくことがございましたら、お受けいたします。 本庄福祉課長。

福祉課長 福祉課から1点、報告がございます。

先の9月議会の一般質問の中での答弁、また、このたびの町長の施政方針の中でも申しあげておりますイコカカードの導入等、現在進めてお

ります高齢者優待券交付事業の見直しについてでございます。

高齢者優待券につきましては、JRのイコカカード、あるいはタクシー券の導入等、優待券の種類、いわゆる選択肢の拡大につきまして、これまでから議会あるいは高齢者の皆さまからご意見、ご要望をいただいております。

これらご意見、ご要望を踏まえる中で、高齢者の方々のニーズに応えられますよう、イコカカードの導入につきまして、課題や問題点等の洗い出しあるいはその対応方法について調査・研究、検討を進めてきたところでございます。

引き続き調整を要する課題等も残っておりますが、平成26年度に向けましての現時点での考え方、方向性についてご報告をさせていただきます。

まず、優待券の種類についてでございます。

初めに、イコカカードでございますが、平成26年度から導入するよう、現在、調整を進めております。

次に、現在交付しておりますバスカードでございます。イコカカードの交付によりましてバスの利用もしていただけるというふうにはなるところでございますが、奈良交通に確認いたしましたところ、利用可能額に現在10%のプレミアが付くということでございますので、平成26年度以降も引き続き交付する方向で現在考えております。

また、いきいきの里の入館券につきましても引き続き交付する予定と考えております。

次に、タクシー券でございます。現時点での課題といたしまして、タクシー券、券の交付の方法や利用料金の精算方法、また、タクシー事業者との協議・調整等もございまして、引き続きその対応方法等について検討し、導入に向けて進めてまいりたい、このように考えております。

次に、優待券の交付の方法でございます。これまでと同様に使用済の優待券と交換する方法により交付させていただくことといたしまして、また、同一年度内の再交付、再交付についてはしないということで考えております。

続きまして、優待券の交付金額、利用金額でございます。

今回のイコカカードの導入によりまして、交付者数は大きく増加するものと、このように考えております。仮に、平成24年度のいきいきの里の入館券を除いた、いわゆるバスカードの利用率39%が70%程度まで増加するものということで仮定いたしまして、今までのとおり5,000円を交付いたしますと、平成24年度の実績ベースで扶助費として約860万円の増額と、平成24年度の決算ベースで860万円の増額となるところでございます。

このようなことから、厳しい財政状況等を踏まえる中で、現時点では、9月の一般質問でご答弁させていただきました3,000円を一つの目安として、1人当たりの交付額については減額させていただく方向で検討を進めている状況でございます。

高齢者優待券交付事業につきましては、高齢者の方々の社会参加あるいは生きがいづくりを促進し、住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活をしていただくという目的をもって実施させていただいておるものでございまして、優待券の種類の見直しにつきましては、これまでからのご意見やご要望を踏まえる中で、高齢者の方々のニーズに応えるよう、その範囲を拡大するものでございます。

町といたしましては、これまで優待券を全くご利用いただけなかった方、また、現在バスカードは利用しているけども、例えばJRのほうが利用しやすいといった方も含め、より多くの高齢者の方に広くご利用いただけるようになるものというふうに考えております。しかしながら、そのことによりまして、厳しい財政状況あるいは限られた財源の中では1人当たりの交付額について見直しをせざるを得ない状況となってございますので、なにとぞご理解をいただきたい、このように思います。

以上、高齢者優待券交付事業の見直しにあたっての現段階での考え方、方向性のご報告とさせていただきますが、来年4月の交付に向けまして、JR等との協議・調整あるいは予算の関係、また広報、交付手続き等の詳細について引き続き作業を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 続いて報告のほう、受けます。 西梶健康対策課長。

健康対策 健康対策課から、1件ご報告させていただきます。

課長 本定例会初日の町長の施政方針にもありました、乳幼児を対象としたB型肝炎ワクチン接種費用助成事業についてであります。

B型肝炎ウイルスは、血液・唾液・汗などにも含まれ、保育所での集団感染の事例も報告されており、最近では、若者の間でB型肝炎ウイルスが増加傾向にあり、年間約6,000人が発症していると推測されています。

乳幼児期にB型肝炎に感染するとキャリアとなり慢性化し、そのうち10～15%の確率で肝硬変や肝がんを発症すると言われていています。しかし、乳幼児期にワクチン接種をすると抗体ができる割合が高くなりB型肝炎を予防できるということから、平成26年度から町単独事業としてB型肝炎ワクチン接種費用の一部の助成を行うものであります。

このワクチンは3回接種となっており、生後2か月から満2歳までの間に行ったワクチン接種費用を助成対象と考えております。

助成額は、接種費用が1回6,000円であることから、接種費用の2分の1で3,000円を上限として接種回数分を償還払いで助成してまいりたいと考えております。

なお、助成要綱につきましては、2月委員会でお示しをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ご苦労さまです。

以上、福祉課、健康対策課からその他の報告として報告がされましたが、これらにつきまして、委員の皆さんのほうから何か質疑、意見ございましたらお受けいたしますが。 伴委員。

伴委員 今までバスカードやったと。それがイコカとかタクシー券も検討しているということで、結局、幅を拡げて外出支援をしていきたいというお

話。実際、交付の、現在39%が70%にこれなっていて、金額がこういう形で5,000円が3,000円にせざるを得んねんと。これ、70%でいきますと、予算的には、もしこれ70で計算された場合、予算的にはどれぐらいに、今の現状となるわけでしょうか。

福祉課長 先ほどご説明させていただきましたが、平成24年度の決算ベースで改めて申しあげますと、平成24年度の決算額、これ扶助費でございますが、1,080万5千円、これが約860万の増額となってまいりますが、1,940万5千円、このように24年度決算ベースであれば増額になるものというふうに見込んでおります。

伴委員 これ、5,000円を3,000円に減額されても、相当な金額的には。

(「違うやろ」と呼ぶ者あり)

委員長 本庄福祉課長。

福祉課長 申し訳ございません。3,000円で計算した場合ということで、すみません、聞き間違えいたしまして。

3,000円で計算した場合、70%で試算いたしますと、平成24年度の決算額ベースで1,163万7千円、先ほど申しあげました1,080万5千円との差額83万2千円、3,000円で計算いたしますと、83万2千円の増額になる見込みというふうになっております。

伴委員 先ほど質問しようと思ってたんですが、だいぶこう、感じが変わりましたな。これ、でしたらほぼ、そんなに大きな増額にはならずにいけるということで、70というのは予想ですんで、それ以上希望がふえる可能性は十分ある、可能性はあるかなと思いますねけど。

実際、私の住んでいる近辺でしたら、王寺に行くのに非常にやっぱり

使っている方が多いんですね。それが5,000円が3,000円になってしまうやと。そのとき、正直言って説明させていただくときに、やはりこれだけの大勢の方が使っていただくということで説明させていただくと、今の説明でしたらそういう形になるんですが、それで、予算的にこういう形にせざるを得んねんということで、もう一度確認させてください。それでいいわけですね、もし住民さんに問われたときです。

福祉課長 今回の種類の見直しでございますけども、これまでからの住民の方々、高齢者の方のご意見、ご要望を踏まえる中で、広く高齢者の方に使っていただくと、その中で社会参加、生きがいつくりをされ、また住み慣れた地域で健康で生き生きと生活をしていただけるように見直しをさせていただくものでございます。

委員おっしゃられますように、現在のバスカードを有効に利用されておられる高齢者の方につきましては、利用額の引下げのみというような受け止めになると思うんですけども、高齢者の方のニーズに応じて、広く利用いただきたいという町の考え方、また町の財政状況等。

(「これ、5,000円にしたらなんぼやと。それで3,000円にしたらなんぼに収まると、それ言わんな」と呼ぶ者あり)

福祉課長 いただきたいという町の考え方、また、先ほどご説明申しあげました、このままの5,000円の状態の交付額でございましたら、24年度決算額ベースで860万円の増額になる、3,000円であれば83万2千円、増額にはなるんですけども、ほぼ24年度決算ベースと同額のところで抑えられるということもございますので、そこらあたりを踏まえて見直しを行ったということで、ご理解のほうよろしくお願ひしたい、このように思います。

委員長 よろしいですか。ほかに。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと1つだけ気になったんですけどね。今、奈良交通ですか、値上げのことで提出されていると思うんですけど、それが通ったら10円ですかね、路線、上がると思うんですけど、それに対しての影響はないんですか。

福祉課長 ちょうど今日の新聞で確認をさせていただきましたんですけども、バスの運賃の値上げに伴いまして、バスカードの割引率も見直すというような情報が本日の新聞の記事に掲載されておりましたので、同一の金額であっても、実際にご利用いただける利用金額としては、今、先ほど申しあげた1割より上がってくるのかなというところで、カバーできるのではないかなと、このように考えております。

委員長 よろしいですか。

2つのその他の報告事項、以上でよろしいございますか。特にもう、よろしいですか。

( な し )

委員長 ないようですので、その他の報告事項も含めまして、3番目の各課報告事項については終わらせていただきます。

それでは、4点目にあげておりますその他について、委員皆さんの方から何かございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

宮崎委員。

宮崎委員 ごみのね、収集車なんですけど、朝早く走っておられますけど、時間制限のある道路ですよ、あれはどうされてるのかだけ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

委員長 栗本環境対策課長。

環境対策課長 時間制限のあるところにつきましては、警察のほう、許可をいただいて、許可証を持って走っております。

委員長 よろしいですか。  
ほかに何かございますでしょうか。よろしいございますか。

( な し )

委員長 その他についても、以上で終わらせていただきます。  
継続審査案件につきまして、お諮りいたします。  
お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。  
それでは、その他についても、これをもって終了します。  
以上をもちまして、本日の案件につきましては全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けいたします。  
小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして厚生常任委員会を閉会させていただきます。

皆さま、大変ご苦勞さまでございました。

( 午前11時46分 閉会 )